

令和8年度第1回三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会議事概要

日時:令和8年5月27日(水)10:00~12:00

場所:三重県勤労福祉会館6F 研修室

1 出席委員(14名)

青山 弘忠、坂井 治美、対馬 あさみ、山本 壽人、伊藤 二時子、奥野 敏
佐々木 光明、田上 清乃、竹村 浩、早川 武彦、廣瀬 純子、藤田 典子、
松浦 直己、山本 律

2 傍聴者 なし

3 会議の公開・非公開 公開

4 主なご意見

ありのままでみえっこレポートについて

(1)子どもの安全・安心の確保

【委員】

- ・子どもの自殺が問題になっているが、自殺対策の内容が薄いのではないか。
- ・いじめ対策における私立学校の取組については、対応が遅れていると感じる。公立学校と同水準までは求めないものの、県として、より踏み込んだ助言ができないか。
- ・子どもの権利が侵害された場合の権利救済機関について、早期に整備すべきではないか。
- ・不登校児童生徒が通う校内教育支援センターについては、設置数だけでなく、通っている子どもの数など実態を把握するとともに、数値だけでなく中身を重視する必要があるのではないか。

【事務局】

- ・大人の自殺は減少している一方で子どもは増加している現状は認識している。子どもについては母子保健段階からの取組が重要であり、関係部局と連携して対策を推進している。また、自殺対策教材の活用や、自己肯定感を高めるためのレジリエンス向上の取組を実施している。
- ・私立学校は各学校法人の管理のもとで運営されており、県が関与できる範囲には限りがあるが、学校訪問や会議等を通じた助言や、いじめ事案の報告を受けることで状況の把握と対応に努めている。また、各学校法人の判断に

よる部分も大きく実態把握が十分でない面もあるため、研修の実施や相談対応を通じて、公立学校の取組や関係機関の情報提供を行っている。

・今年度は子どもが相談しやすい環境の整備を進めるとともに、国の動向を踏まえ、必要な検討を進めていく。

(2)子どもの権利について学ぶ機会の提供

【委員】

・特になし

【事務局】

・特になし

(3)子どもの育ちへの支援

【委員】

・子どもの居場所については、数だけでなく、実際に安心して通える場所がどれだけあるか把握すべきではないか。また、居場所運営団体への支援に加え、地域で子どもを支える人材の育成にも力を入れるべきである。

・親族里親のもとで社会的養護を受けている子どもの進学に関する公的支援については、国の制度に加え、より手厚い支援を実施するべきではないのか。

・親の親権と子どもの意見が相反する場合、法的にはどのように位置付けられており、現場ではどのように判断・対応しているのか。

【事務局】

・子どもの居場所については、数に着目しているため質まで把握できていないのが現状である。今後は補助金のあり方等について、質の面も踏まえた見直しを検討していく。

・県としては、親族里親のもとで社会的養護を受けている子どもの進学支援について、制度の拡充・充実が図られるよう、国に対して要望し、働きかけを行っている。また、県独自の支援については、今後の予算編成における議論を踏まえる必要があり、現時点では厳しい状況にあるが、引き続き国の動向を注視しながら検討していく。

・親の親権と子どもの意見が相反する場合については、法的には親権者の意向が一定程度尊重されるものの、児童福祉の観点からは「子どもの最善の利益」が最も重要とされている。そのため、子どもの意見を丁寧に聴きながら対応しており、本人の意思に反して一方的に施設入所等を行うことはない。なお、児童福祉法第28条に基づき、同意が得られない場合には家庭裁判所の審判

を経て措置を決定する仕組みとなっている。児童相談所では、こうした難しい判断に日々向き合いながら、子どもの気持ちを尊重し、「子どもの最善の利益」の確保に努めている。

(4) 子どもの意見表明及び社会参画の促進

【委員】

- ・みえっこ会議で出た意見に対して、県の対応がかみ合っていないのではないのか。
- ・社会的養育下にある子どもの意見が、どのように把握され、具体的な支援や施策に反映されているのか。また、第三者評価の仕組みやその役割、評価結果がどのように活用されているのかについても明らかにする必要があるのではないのか。

【事務局】

- ・みえっこ会議は昨年度から開催しているが、事業担当者と子どもが直接意見交換する機会が少なく、意見と対応がかみ合っていないことは課題と認識している。令和8年度は開催方法の見直しを行う予定である。
- ・社会的養育下にある子どもの意見については、児童相談所等において丁寧に聴取しており、措置の決定にあたっては、子どもの意見を踏まえつつ、納得が得られるよう十分に説明を行いながら進めている。また、第三者評価については、令和7年度から開始しており、国の認定を受けた評価機関により実施されている。令和7年度は北勢児童相談所が評価を受けており、評価項目は支援内容や運営全般にわたる幅広いものとなっている。今後は、3年に1回の第三者評価を実施するとともに、その間の2年間については自己評価を行い、継続的な改善につなげていくこととしている。

(5) 子育て家庭への支援

【委員】

- ・給料面の改善や ICT 化の進展など、保育の現場を取り巻く環境は着実に変化している。こうした中で、中高生に対して保育の仕事の魅力を伝えていくことも重要であるが、併せて、進路指導に関わる教員に対しても、保育の現場が改善・進化している現状を正しく理解してもらうことが必要である。

【事務局】

- ・特になし

(6)若者支援

【委員】

- ・若者一人ひとりで状況が異なる中、継続的に支援を行う体制が十分にあるのか。また、若者支援について、県としてどのような取組を行っているのか。
- ・不登校やヤングケアラーなど多様な背景を持つ若者に対しては、生活基盤を含めた支援が必要であると考える。とりわけ、18歳以降の居住支援として、自立援助ホームのような仕組みの拡充を早急に進める必要があるのではないか。

【事務局】

- ・若者支援については、おしごと広場による就労支援やオンライン相談を実施しているほか、中高生向けの居場所づくりにも取り組んでおり、18 歳以上の若者への支援のあり方については、国の動向を踏まえながら今後検討していく。
- ・県内には現在3箇所(桑名市・鈴鹿市・四日市市)の自立援助ホームが設置されており、入居状況にもよるが、現時点では定員に一定の空きがある状況にある。一方で、施設が北勢地域に集中していることから、地域的な偏在が課題となっている。このため、今後は中南勢地域を優先し、新たな施設の設置を検討している。